

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条第3項に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別及び条件)

第2条 会員とは、昭和村に居住するもの、昭和村の区域内において社会福祉事業及び更生保護事業の関係者、関連分野の関係者及び次の種別により、定款に規定する本会の趣旨に賛同したものをいう。

- (1) 一般（住民）会員
昭和村に住所を有する全世帯
- (2) 賛助会員
本会の役員、学識経験者及びその他の個人
- (3) 特別会員
本会の趣旨に賛同し、協力する篤志家、会社及び団体等

(会員の資格及び会費)

第3条 本会の会員としての資格は、前条の条件を満たしたものが、会費を納入したことによって取得する。

2 会費は年額とし、次の区分による。

- (1) 一般会費 1口 1,000円
- (2) 賛助会費 1口 5,000円
- (3) 特別会費 1口 5,000円

3 会員が特別な事情がある場合に限り、理事会の決定により会費の額を免除することができる。なお、緊急を要し軽微なものについては会長の決定により会費を免除することができる。ただし、生活保護世帯は理事会の決定によらず会費を免除する。この場合は、第3条第1項の規定にかかわらず会員としての資格を失わない。

4 会費は一括納入とし、毎年10月末日までに会費納付書によって納入する。

5 既に納入した会費は、過誤納入の場合のほかは返還しないものとする。

(会員の権利)

第4条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 各年度予算、決算及び事業の報告を受けること
- (2) 本会の発行する機関紙およびチラシ等の配布を受けること
- (3) 本会の実施する大会、講習会、研修会等へ参加すること
- (4) 本会の事業推進について理事会に意見を述べること

(会員の義務)

第5条 本会の会員は、その年度内に会費を納入するとともに、本会の事業推進に積極的に参加し、地域福祉の向上に寄与するものとする。

(退会)

第6条 会員は次の場合に退会したものとする。

- (1) 死亡、転出又は解散したとき
- (2) 退会の申し出があったとき

2 会員が本会の名誉を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、会員に関する必要な事項は、理事会において定める。

附 則 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、公布の日から施行し、平成14年度会費から適用する。

附 則 この規程は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成28年2月1日から施行し、平成27年度会費より適用する。